

3 長寿支援課

3-1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	465	458	446	449	457	455	450	447	447	440	446	445
	第2号被保険者	11	12	13	12	11	11	11	10	10	9	9	9
	計	476	470	459	461	468	466	461	457	457	449	455	454
要支援2	第1号被保険者	511	514	525	522	523	532	534	542	549	549	553	557
	第2号被保険者	8	8	9	10	10	10	11	10	10	10	10	11
	計	519	522	534	532	533	542	545	552	559	559	563	568
要介護1	第1号被保険者	1,298	1,306	1,337	1,337	1,357	1,359	1,358	1,358	1,336	1,340	1,315	1,308
	第2号被保険者	22	21	20	20	18	18	16	16	17	17	17	16
	計	1,320	1,327	1,357	1,357	1,375	1,377	1,374	1,374	1,353	1,357	1,332	1,324
要介護2	第1号被保険者	1,081	1,070	1,070	1,071	1,083	1,075	1,059	1,047	1,044	1,036	1,041	1,037
	第2号被保険者	15	14	14	14	17	16	17	18	17	15	14	15
	計	1,096	1,084	1,084	1,085	1,100	1,091	1,076	1,065	1,061	1,051	1,055	1,052
要介護3	第1号被保険者	845	833	832	830	831	819	849	850	850	845	830	833
	第2号被保険者	6	6	6	5	6	7	6	8	11	11	11	10
	計	851	839	838	835	837	826	855	858	861	856	841	843
要介護4	第1号被保険者	823	848	858	862	847	836	845	858	852	862	842	866
	第2号被保険者	1	2	2	1	3	2	3	5	5	6	6	7
	計	824	850	860	863	850	838	848	863	857	868	848	873
要介護5	第1号被保険者	615	614	627	614	613	614	617	612	613	621	587	582
	第2号被保険者	14	15	13	13	14	13	14	15	15	15	15	16
	計	629	629	640	627	627	627	631	627	628	636	602	598
合計	第1号被保険者(A)	5,638	5,643	5,695	5,685	5,711	5,690	5,712	5,714	5,691	5,693	5,614	5,628
	第2号被保険者	77	78	77	75	79	77	78	82	85	83	82	84
	計	5,715	5,721	5,772	5,760	5,790	5,767	5,790	5,796	5,776	5,776	5,696	5,712
第1号被保険者数(B)	31,984	31,963	31,969	31,947	31,900	31,881	31,867	31,832	31,805	31,748	31,708	31,689	
認定者割合(A)／(B)	17.63%	17.65%	17.81%	17.80%	17.90%	17.85%	17.92%	17.95%	17.89%	17.93%	17.71%	17.76%	

3-2 介護保険料

(1)65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和6年度～令和8年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では保険料の所得段階を、国の基準(13段階)から16段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないように調整を行っています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方	基準額×0.28	20,088円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円を超え120万円以下の方	基準額×0.48	34,440円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.685	49,152円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	150,696円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円以上の方	基準額×2.30	165,048円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円以上の方	基準額×2.40	172,224円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が820万円以上920万円以上の方	基準額×2.50	179,400円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が920万円以上1020万円以上の方	基準額×2.60	186,576円
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額1020万円以上の方	基準額×2.70	193,752円

(2)令和6年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,341	336	220	54,487,728
第2段階	2,579	37	234	95,078,900
第3段階	2,630	29	110	131,284,076
第4段階	2,318	216	213	167,541,168
第5段階	6,526	22	121	471,060,260
第6段階	5,082	222	242	464,681,716
第7段階	4,210	282	257	459,904,280
第8段階	1,964	263	175	261,378,624
第9段階	750	120	75	119,458,274
第10段階	399	69	36	68,018,613
第11段階	184	44	20	35,601,930
第12段階	107	19	13	21,992,646
第13段階	70	15	6	14,969,136
第14段階	48	14	10	12,273,950
第15段階	45	9	7	10,759,216
第16段階	232	95	15	63,534,510

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

※3 令和6年に行った過年度に対する賦課分は含まない

徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額(円)	収入額(円)	還付未済額(円)	収納率※
特別徴収	2,274,024,436	2,276,137,936	2,113,500	100.00%
普通徴収	179,892,935	178,370,002	131,219	99.08%
滞納繰越分	3,736,360	2,855,280	70,556	74.53%
合計	2,457,653,731	2,457,363,218	2,315,275	99.89%

※ 収納率=(収入額-還付未済額)/調定額

3-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(令和6年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	9,698,780	18,676,077	207,734,909	254,307,713	226,458,009	239,950,378	288,136,506	1,244,962,372
通所サービス	6,006,400	24,097,380	407,040,423	459,320,952	350,986,324	280,021,535	153,952,216	1,681,425,230
短期入所サービス	572,230	2,708,490	69,845,990	136,281,542	174,732,200	135,013,706	100,469,480	619,623,638
福祉用具・住宅改修サービス	23,316,964	43,912,575	98,136,440	128,478,208	98,023,272	88,493,016	66,361,643	546,722,118
特定施設入居者生活介護	-	2,074,247	19,230,668	19,808,854	56,812,334	63,722,955	29,159,822	190,808,880
介護予防支援・居宅介護支援	13,339,625	20,943,648	190,208,514	146,423,938	106,542,028	70,825,774	47,148,059	595,431,586
地域密着型(介護予防)サービス	2,820,750	8,152,350	374,961,924	473,735,520	504,336,890	371,470,690	268,797,020	2,004,275,144
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	3,022,500	6,077,790	2,158,390	2,838,930	6,429,840	20,527,450
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	222,545,254	210,214,400	160,654,190	70,475,040	40,072,340	703,961,224
認知症対応型通所介護	181,040	-	12,716,210	27,976,800	39,620,340	20,131,900	6,406,100	107,032,390
小規模多機能型居宅介護	2,639,710	8,045,090	33,262,910	60,997,340	69,201,840	55,868,990	32,856,670	262,872,550
認知症対応型共同生活介護	-	107,260	98,310,300	153,328,020	158,433,950	95,512,860	63,967,640	569,660,030
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,501,930	11,540,820	7,725,060	13,654,870	12,279,360	48,702,040
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,602,820	3,600,350	66,543,120	112,988,100	106,785,070	291,519,460
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	125,652,208	316,632,603	871,356,450	1,736,539,205	1,487,478,974	4,537,659,440
介護老人福祉施設	-	-	11,956,630	86,388,950	505,084,571	1,135,699,532	833,063,057	2,572,192,740
介護老人保健施設	-	-	113,695,578	229,807,623	360,760,809	463,051,183	277,430,537	1,444,745,730
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	436,030	5,511,070	137,788,490	376,985,380	520,720,970
合計	55,754,749	120,564,767	1,492,811,076	1,934,989,330	2,389,247,507	2,986,037,259	2,441,503,720	11,420,908,408
支給額								
訪問サービス	8,548,566	16,502,503	183,576,120	225,168,123	199,885,059	212,806,245	256,127,262	1,102,613,878
通所サービス	5,335,457	21,543,971	362,303,777	408,089,457	311,261,783	250,078,966	136,196,886	1,494,810,297
短期入所サービス	513,340	2,423,173	62,060,027	120,855,672	155,262,350	120,549,607	89,262,410	550,926,579
福祉用具・住宅改修サービス	20,751,328	38,944,534	87,202,705	114,224,088	86,676,522	78,625,498	58,933,811	485,358,486
特定施設入居者生活介護	-	1,796,413	16,687,922	17,827,963	50,523,070	57,244,839	25,609,142	169,689,349
介護予防支援・居宅介護支援	13,339,625	20,943,648	190,208,514	146,423,938	106,542,028	70,825,774	47,148,059	595,431,586
地域密着型(介護予防)サービス	2,538,675	7,138,657	334,975,797	422,611,993	450,449,901	331,723,096	238,034,806	1,787,472,925
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	2,645,957	5,338,189	1,942,551	2,555,037	5,786,856	18,268,590
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	198,460,753	187,742,111	143,538,513	63,251,501	35,891,080	628,883,958
認知症対応型通所介護	162,936	-	11,305,527	24,994,747	35,456,000	18,118,710	5,765,490	95,803,410
小規模多機能型居宅介護	2,375,739	7,042,123	29,909,757	54,576,490	61,606,460	49,904,580	29,571,003	234,986,152
認知症対応型共同生活介護	-	96,534	88,059,528	137,140,429	142,527,914	85,413,473	56,552,469	509,790,347
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,151,737	9,879,756	6,952,554	11,958,542	11,051,424	42,994,013
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,442,538	2,940,271	58,425,909	100,521,253	93,416,484	256,746,455
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	112,760,702	283,088,849	779,551,830	1,550,991,006	1,324,141,450	4,050,533,837
介護老人福祉施設	-	-	10,760,967	77,135,121	452,956,086	1,015,800,995	744,776,312	2,301,429,481
介護老人保健施設	-	-	101,999,735	205,572,653	321,635,781	411,896,441	245,488,755	1,286,593,365
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	381,075	4,959,963	123,293,570	333,876,383	462,510,991
合計	51,026,991	109,292,899	1,349,775,564	1,738,290,083	2,140,152,543	2,672,845,031	2,175,453,826	10,236,836,937

※サービスの内訳

訪問サービス:訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス:通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス:福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2)高額介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-
	世帯合算無	334
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金 収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	438
	世帯合算無	7,389
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	739
	世帯合算無	6,318
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,119
	世帯合算無	1,459
合 計	17,796	220,241,148

(3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,040	32,833,852
高額合算医療・介護予防サービス等費	13	30,104
合 計	1,053	32,863,956

(4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	7,641	98,641,712
居住費	7,838	112,235,717
合計	15,479	210,877,429

(5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
168,812	58	9,791,096

3-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス (令和6年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
介護予防訪問介護指定相当サービス (従前相当)	2,331	41,488,876
訪問型サービスA (緩和した基準による)	486	3,145,386
介護予防通所介護指定相当サービス (従前相当)	6,428	146,768,482
通所型サービスA (緩和した基準による)	2,717	23,785,770
介護予防ケアマネジメント	8,232	26,347,368

(2) 委託事業者による通所型サービス (令和6年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	13	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中(12週間)の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費 (令和6年度)

件数	支給額(円)
108	244,950

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 (令和6年度)

件数	支給額(円)
13	190,707

2 一般介護予防事業

(令和6年度)

事業名	回数	参加数	内容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3教室 36回	実人数 56人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2教室 5回	実人員 41人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室
遠山地区運動教室 (65歳以上、サービスの利用のない方)	2教室 46回	実人員 42人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室

3-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%、20%又は30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容														
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ○預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○介護保険料を滞納していないこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター</td> <td style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて</td> </tr> <tr> <td>上郷デイサービスセンター</td> <td>北方デイサービスセンター</td> </tr> <tr> <td>北部デイサービスセンター</td> <td>千代デイサービスセンター</td> </tr> <tr> <td>かなえデイサービスセンター</td> <td>デイサービスあぐり山本</td> </tr> <tr> <td>かわじデイサービスセンター</td> <td>デイサービスセンター四季</td> </tr> <tr> <td>竜東デイサービスセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部デイサービスセンター</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて </div>	いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて	上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター	北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター	かなえデイサービスセンター	デイサービスあぐり山本	かわじデイサービスセンター	デイサービスセンター四季	竜東デイサービスセンター		西部デイサービスセンター		<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額 (注1) (注2)</p>
いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて															
上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター															
北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター															
かなえデイサービスセンター	デイサービスあぐり山本															
かわじデイサービスセンター	デイサービスセンター四季															
竜東デイサービスセンター																
西部デイサービスセンター																

(注1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の食費、居住費については、特定入所者介護サービス費対象者のみ減額。

(注2) 老齢福祉年金受給者は50%を減額。生活保護受給者は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象となり、100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容	
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者、事業対象者			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給	
<p style="text-align: center;"><対象となる通所系サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ●地域密着型通所介護 ●通所型サービス（独自） 					
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 1 か月に支払った介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額が世帯合計で 44,000 円を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。 低所得者には負担が過重にならないように、軽減された上限額が設定されています。	所得区分		上限額（月額）		
	・生活保護の被保護者 ・15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		世帯	15,000 円	1 か月に支払った各介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額の合計が、一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 か月の利用者負担額が一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 （注 1）
	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万 9 千円以下の場合		世帯	24,600 円	
	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万 9 千円を超える場合 ・24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		個人	15,000 円	
	・一般 市民税課税世帯のうち、下記以外		世帯	24,600 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	44,400 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円以上約 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	44,400 円 (R3.8～)	
・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	93,000 円 (R3.8～)		
		世帯	140,100 円 (R3.8～)		
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯			1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 （注 1）	
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	基準額		
	901 万円超	83 万円以上	212 万円		
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円		
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円		
	210 万円以下	26 万円以下	60 万円		

	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者		
	所得区分	基準額（令和 3 年 8 月～）	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 690 万円以上	212 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	
	一般	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	
	低所得者Ⅰ	（注 2）（31 万円）19 万円	

（注 1） 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

（注 2） 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。

（注 3） 自己負担額が上記の基準額を超える場合に支給されます。ただし支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

制度の種類	対象となる方			
介護保険負担限度額認定制度	以下の①～③すべてに該当する方			
	①世帯全員の方が市民税非課税 ②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税 ③預貯金等の額の要件			
介護保険施設 入所（入所及び短期入所） 者の食費、居住費の軽減	利用者負担	所得等の要件	単身	夫婦
	【第 1 段階】	生活保護受給者	要件なし	要件なし
		老齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税	1,000 万円 以下	2,000 万円 以下
	【第 2 段階】	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入 額の合計が 80 万 9 千円以下	650 万円 以下	1,650 万円 以下
	【第 3 段階①】	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入 額の合計が 80 万 9 千円超 120 万円以下	550 万円 以下	1,550 万円 以下
	【第 3 段階②】	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入 額の合計が 120 万円超	500 万円 以下	1,500 万円 以下
	利用者負担	部屋の種類	居住費限度額（注 1） （R6. 8. 1～）	食費限度額 （注 1）
【第 1 段階】	多床室（相部屋）	0 円	施設・短期： 300 円（注 4）	

		従来型個室(特養等) (注2)	380 円	
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	550 円	
		ユニット個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
	【第2段階】	多床室(相部屋)	430 円	施設：390 円 短期：600 円
		従来型個室(特養等)	480 円	
		従来型個室(老健、療養等)	550 円	
		ユニット個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
	【第3段階①】	多床室(相部屋)	430 円	施設：650 円 短期：1,000 円
		従来型個室(特養等)	880 円	
		従来型個室(老健、療養等)	1,370 円	
		ユニット個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	
	【第3段階②】	多床室(相部屋)	430 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円
		従来型個室(特養等)	880 円	
		従来型個室(老健、療養等)	1,370 円	
		ユニット個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	

(注1) 限度額は1日あたりの金額

(注2) 「特養等」とは、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、(介護予防) 短期入所生活介護

(注3) 「老健、療養等」とは、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防) 短期入所療養介護

(注4) 施設とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護

3-6 高齢者等の在宅福祉サービス

1 介護者疲労回復事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1回の利用につき1,500円の助成券を2枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1回の利用につき500円の入浴券を5枚支給します。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた額、または入浴1回につき500円を超えた額
6年度実績	マッサージ利用者数：27人 利用回数：50回 入浴利用者数：186人 利用回数：744回

2 寝具洗濯乾燥事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
6年度実績	利用実人数：159人 利用回数：299回

3 訪問理美容サービス事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。 重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回の利用につき1,000円の利用券を6枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
6年度実績	利用実人数：82人 利用回数：225回

4 介護者慰労短期入所事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）の介護者
内容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用1回につき3,000円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は5,000円の助成。 1回につき利用日数は7日以内で、1か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年6回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
6年度実績	利用者数：188人 利用回数：807回

5 飯田市介護用品処理負担軽減事業

対象者	日常生活において紙おむつ及び尿取りパット等を使用する重度要介護者（要介護3・4・5）
内容	紙おむつ等の介護用品処理に係る負担を軽減する目的でゴミ袋（燃やすごみ用大・ひと月5枚）を支給します。
利用者負担	なし
6年度実績	利用者数：539人

6 緊急宿泊支援事業

対象者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
6年度実績	利用実人数：0人 利用回数：0回

7 在宅介護支援金支給事業

対象者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
6年度実績	受給者数：（高齢者）132人

8 介護用品購入券支給事業

対象者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
6年度実績	対象者数：14人

9 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対象者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65歳以上の要支援・要介護認定者、身障1～3級の方、65歳未満の身障1～6級の方（4～6級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が8万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内容	63万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
6年度実績	該当件数：0件

10 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対象者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高年齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。 1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
6年度実績	助成件数：6件

11 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対象者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が80万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内容	食事の提供を受けた日1日につき100円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日1日につき100円を超えた分
6年度実績	利用数：31,380回

12 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）
6年度実績	延利用者数：1人 利用日数：7日

13 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
6年度実績	申立件数：1件

14 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
6年度実績	派遣時間：6時間

15 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月500円 市民税非課税世帯：300円 生保世帯：0円
6年度実績	6年度3月末時点使用者数：114台

16 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
6年度実績	新設：0台 累計（平成元年から）：669台

17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,280 円、独居の見守り 45分未満 1,647 円)
利用者負担	家族不在時 事業所の利用料から市委託料を除いた額 (別途交通費) 独居 介護保険同様の 1,830 円の 1 割
6 年度実績	利用者数 : 0 人 利用時間 : 0 時間

18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,700 円と交換用バッテリー代 2,310 円を支援します。(税込)
利用者負担	機器の利用料として月 550 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
6 年度実績	利用者数 : 2 人

19 GPS 機能付端末利用補助事業

対 象 者	1人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用 (毎月の使用料及びレンタル料は除く。) に対して、1 万円を上限に経費を補助します。 対象高齢者 1 人につき 1 回のみとします。 破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
6 年度実績	利用者数 : 6 人

20 高齢者等配食見守り事業

対 象 者	65 歳以上の独居、高齢者世帯の総合事業対象者、要支援・要介護認定者
内 容	自ら調理を行うことが困難で、栄養改善が必要な高齢者等に対する配食サービスの提供に併せて、高齢者等の見守りと安否確認を行う。
利用者負担	食費実費 (600 円~700 円)
6 年度実績	総合事業対象者利用者数 : 11 人 利用回数 : 1,782 回 要支援・要介護認定者利用者数 : 85 人 利用回数 : 8,702 回

21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 必要な方は送迎します。
実 施 施 設	山本老人福祉センター 上村ふれあいセンター
利用者負担	利用1回につき 400円（山本）、500円（上村）生活保護世帯 0円 昼食等：実費（全員）
6年度実績	利用回数：236回

22 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体1・2級、及び療育A・精神1級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
6年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業 194人

23 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	88歳 (市)あいさつ状、5千円 100歳 (市)あいさつ状、1万円、市長訪問 (社協)祝品 (国)祝状、銀杯、紙筒 (県)祝状、紙筒 最高齢者(3名) (市)あいさつ状、5千円
6年度実績	贈呈者数：798人

3-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市では6カ所の地域包括支援センターを設置し、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な介護予防ケアマネジメントを行います。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 令和6年度 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座3番地7 銀座堀端ビル2階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・松尾・下久堅・上久堅		Fax 0265-56-5505
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎西鼎620番地1アビスタ水の手B	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場406番地31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路3467番地2	Tel 0265-27-6052
担当地区：千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田317番地1	Tel 0265-48-5501
担当地区：上郷・座光寺		Fax 0265-48-5591
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田1550番地	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

3-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和7年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	53
座光寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
松尾	—	—	1	—	2	—	—	—	—	3	170
下久堅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
千代	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
竜丘	1	1	—	1	—	—	—	—	—	3	110
鼎	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	135
上郷	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	81
上村	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	44
南信濃	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4	88
計	5	1	2	3	2	0	2	0	0	15	681

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和6年度）

事業	内容	
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会南信州地区	6月19日	伊那市にて 会員32名参加 活動事例発表 出前講座「交通事故を起こさない、あわないために」 講演「腸内環境を整えて健康寿命を延ばしましょう」 講師 南信ヤクルト販売営業部CS推進室次長 湯川広孝氏
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月19日	伊那市にて 女性会員13名参加 実技講習「簡単ネックレスづくり」 講演「見出しなみ&ハンドケア講座」 講師 花王カスタマーマーケティング株式会社 社員
いきいき活動研修会	11月18日	会員33名参加 講演「フレイル予防で健康寿命を延ばそう」 講師 飯田市保健課 湯澤 尚子 保健師 囲碁ボール講習会
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛 活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

3-9 統計資料

		市内高齢者人口					R7.4.1現在		
地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1	橋北	2,645	1,249	47.2%	1,078	40.8%	722	27.3%	6
2	橋南	2,401	1,079	44.9%	937	39.0%	580	24.2%	10
3	羽場	4,618	1,733	37.5%	1,447	31.3%	869	18.8%	17
4	丸山	3,101	1,307	42.1%	1,079	34.8%	649	20.9%	14
5	東野	2,626	1,150	43.8%	955	36.4%	567	21.6%	12
6	座光寺	4,007	1,668	41.6%	1,417	35.4%	823	20.5%	13
7	松尾	12,632	4,226	33.5%	3,496	27.7%	1,990	15.8%	20
8	下久堅	2,493	1,153	46.2%	1,000	40.1%	615	24.7%	7
9	上久堅	1,097	596	54.3%	520	47.4%	323	29.4%	3
10	千代	1,378	746	54.1%	648	47.0%	409	29.7%	4
11	龍江	2,465	1,232	50.0%	1,070	43.4%	653	26.5%	5
12	竜丘	6,471	2,494	38.5%	2,057	31.8%	1,174	18.1%	16
13	川路	1,923	872	45.3%	754	39.2%	470	24.4%	8
14	三穂	1,274	581	45.6%	500	39.2%	277	21.7%	8
15	山本	4,287	1,893	44.2%	1,628	38.0%	939	21.9%	11
16	伊賀良	13,825	4,941	35.7%	4,100	29.7%	2,412	17.4%	19
17	鼎	12,829	4,826	37.6%	3,983	31.0%	2,390	18.6%	18
18	上郷	12,791	4,961	38.8%	4,124	32.2%	2,486	19.4%	15
19	上村	311	210	67.5%	190	61.1%	127	40.8%	2
20	南信濃	1,019	688	67.5%	629	61.7%	444	43.6%	1
	全市	94,193	37,605	39.9%	31,612	33.6%	18,919	20.1%	
	飯田市	94,193	37,605	39.9%	31,612	33.6%	18,919	20.1%	R7.4.1
	飯田市	95,076	37,783	39.7%	31,782	33.4%	18,795	19.8%	R6.10.1
	長野県	1,976,103	768,601	38.9%	643,572	32.6%	383,239	19.4%	R7.4.1
	全国	123,802	43,814	35.4%	36,243	29.3%	20,777	16.8%	R6.10.1

介護保険要支援・要介護認定者

R7.4.1現在 単位：人

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	20	28	50	45	26	26	16	211
飯田荘・第二	0	0	0	1	7	22	21	51
橋南	9	20	48	26	26	24	10	163
羽場	9	22	60	46	33	26	13	209
丸山	19	17	45	37	23	16	12	169
東野	7	22	44	36	19	20	8	156
座光寺	24	24	54	46	34	31	20	233
松尾	44	55	153	102	67	59	44	524
きりしま邸苑	0	0	0	1	14	20	19	54
ゆめの郷	0	0	1	6	10	25	7	49
下久堅	13	18	52	19	31	17	18	168
上久堅	11	10	35	15	13	8	10	102
千代	9	13	33	21	17	20	7	120
龍江	16	21	43	37	37	37	15	206
ゆいの里	0	0	0	0	2	0	3	5
竜丘	28	33	101	87	56	36	24	365
川路	11	11	33	23	19	8	9	114
ハートヒル川路	0	1	5	3	2	11	1	23
三穂	8	7	27	11	11	11	5	80
山本	30	29	37	47	31	32	24	230
ウイラ緑風苑	1	1	3	3	0	0	0	8
伊賀良	46	57	145	116	83	90	41	578
かざこしの里	0	0	0	4	11	21	10	46
陽だまりの丘	0	0	0	0	3	8	4	15
たまゆら	0	1	2	5	5	7	7	27
鼎	57	79	136	131	90	86	71	650
信濃寮	0	0	0	1	8	4	3	16
やまりきの郷	0	0	0	0	1	13	7	21
上郷	43	59	152	134	84	63	58	593
ケアハウスかみさと	4	6	5	6	1	1	0	23
笑みの里	0	0	0	0	9	10	5	24
上村	7	5	10	9	6	2	6	45
南信濃	35	23	31	15	16	16	16	152
遠山荘	0	0	0	1	3	14	8	26
住所地特例者	2	3	9	8	43	90	76	231
計	453	565	1,314	1,042	841	874	598	5,687
(参考：R6.9.30現在)	465	539	1,367	1,087	825	838	627	5,748

※この数値は、国保連提出時の参考値です。介護度を遡って変更し、確定した介護度別の合計数値については欄外の国保連データをご参照ください。

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考：国保連データ)	454	568	1324	1052	843	873	598	5712

高齢者世帯数

独居高齢者	複数高齢者
368	186
315	165
390	246
268	211
253	170
224	262
825	580
170	172
105	103
124	122
210	175
370	351
213	114
79	80
333	273
836	735
983	648
870	735
64	36
239	124
7,239	5,488

R7.4.1

※各地区の数字には施設入所者を含みます。

R6.4.1

6,943	5,470
-------	-------